令和４年１０月３日

記　者　発　表　資　料

本日、「第４３回 旧軍港市国有財産処理審議会」が開催され、近畿財務局長からの諮問に対し以下のとおり答申がなされました。

１．諮問事項

京都府舞鶴市に所在する土地を舞鶴市に対し、消防署及び消防訓練場敷地として譲与することについて

２．答申結果

譲与することを適当と認める

３．参　考：第４３回旧軍港市国有財産処理審議会について

【概　要】

(1) 開催日時　　令和４年１０月３日（月）　午後２時

(2) 開催場所　　東京都港区三田２丁目１番８号
三田共用会議所

(3) 会　　長　　長谷川　秀行（㈱産経新聞社　論説副委員長）

(4) 設置根拠　　旧軍港市転換法第６条第１項

【お問合せ先】近畿財務局京都財務事務所舞鶴出張所
担当：森田、武田　TEL：0773-62-3558、3559

別添

諮問事項

京都府舞鶴市に所在する土地を舞鶴市に対し、消防署及び消防訓練場敷地として譲与することについて

所　在　地 （口　座　名）	区　分	数　量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
京都府舞鶴市字西小字西町 １０８番１ほか２筆 （舞鶴鎮守府築港材料置場跡地等）	土　地	6,379.25㎡	舞鶴市	消防署及び 消防訓練場敷地	譲　与	１０年

（説明資料）

１．財産の沿革

本財産は、昭和２０年１２月１日付で旧海軍省から引き受けた舞鶴鎮守府築港材料置場跡地等である。

２．位置及び現況

本地は、ＪＲ舞鶴線「西舞鶴」駅の北西約１．２キロメートルに位置し、周辺には港湾合同庁舎、法務局、ハローワーク等の官公署があるほか、北方には舞鶴西港第３埠頭がある。

都市計画上、準工業地域（建ぺい率６０％、容積率２００％）に指定されている。

３．相手方

舞鶴市

４．利用計画

消防署及び消防訓練場敷地

５．処理方針

（１）処 理 区 分　　譲　与

（２）契 約 方 式　　随 意 契 約

（３）適 用 法 令　　会計法第２９条の３第４項

旧軍港市転換法第５条

（４）用途指定期間　　１０年

６．添付図面

（１）位　置　図

（２）案　内　図

（３）利用計画図

位置図

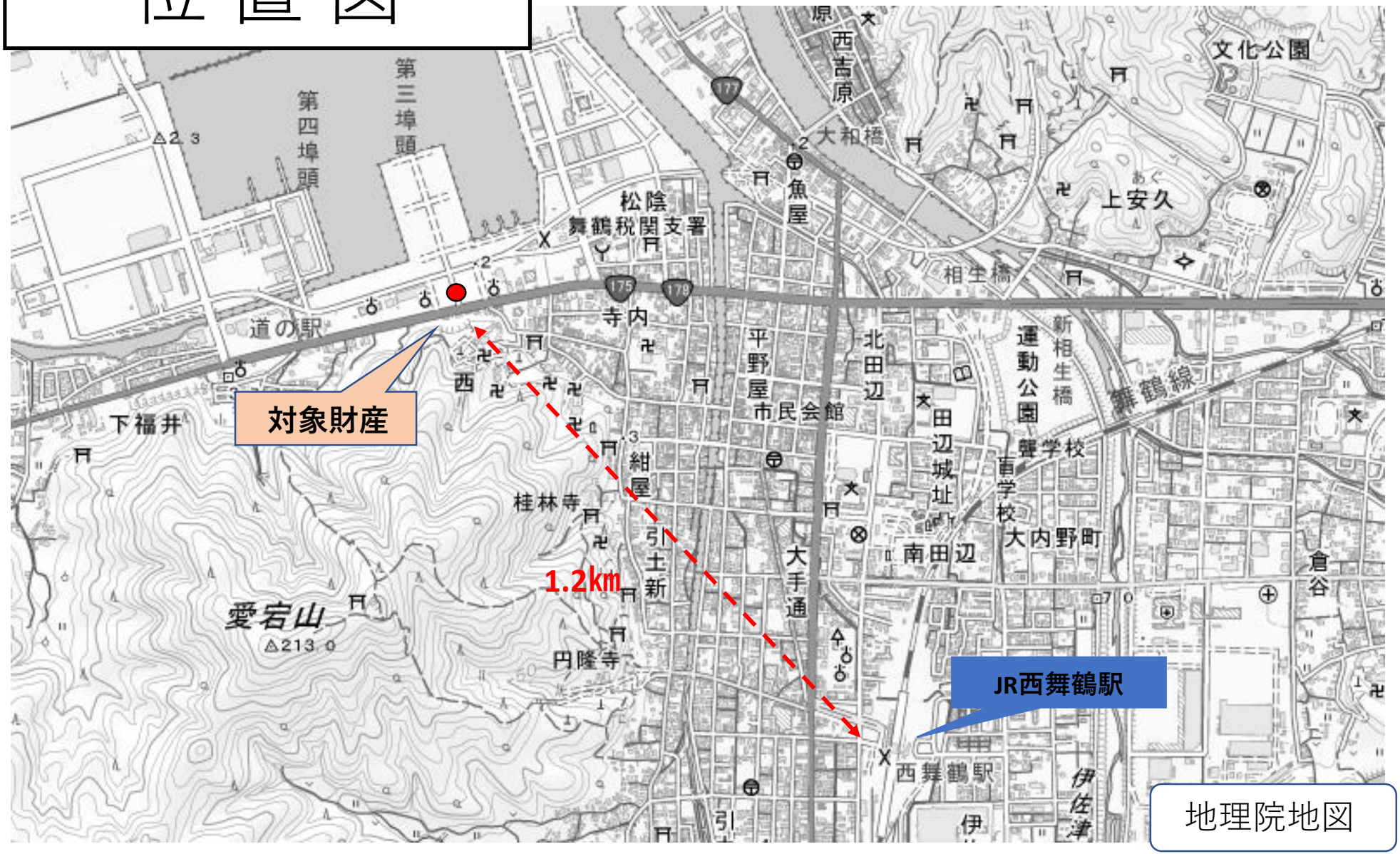
対象財産
JR西舞鶴駅
1.2km
第四埠頭
第三埠頭
道の駅
下福井
松陰
舞鶴税関支署
寺内
西
紺屋
桂林寺
引土新
円隆寺
愛宕山
△213.0
平野屋市民会館
大手通
魚屋
大和橋
西吉原
北田辺
田辺城址
南田辺
相生橋
上安久
文化公園
運動公園
新相生橋
舞鶴線
舞鶴学校
東学校
大内野町
倉谷
西舞鶴駅
伊佐津
伊

地理院地図

案内図

準工業地域
建ぺい率：　６０％
容 積 率 ：２００％
舞鶴西港第３埠頭
第３埠頭
N
大野辺緑地
字西
WC
ハローワーク
舞鶴駐車場
舞鶴公共職業安定所
ハローワーク舞鶴
京都地方法務局
舞鶴支局
舞鶴港湾
合同庁舎
国道
175
ROUTE
凡例
対象財産

利用計画図

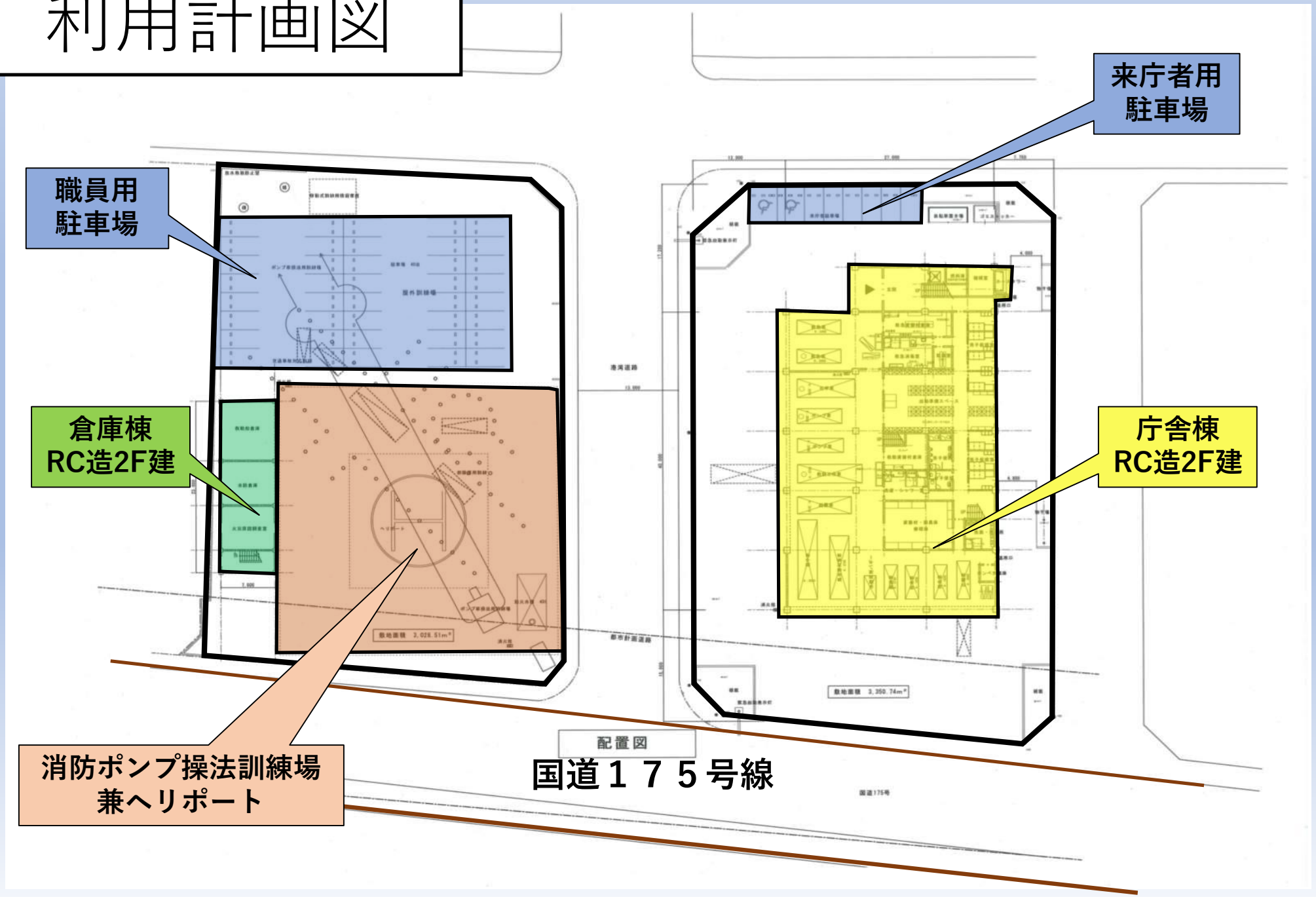
来庁者用
駐車場
職員用
駐車場
倉庫棟
RC造2F建
庁舎棟
RC造2F建
消防ポンプ操法訓練場
兼ヘリポート
配置図
国道１７５号線

（参考資料）

関 係 法 令 （抜粋）

○会計法（抜粋）（昭和２２年法律第３５号）

第２９条の３　契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第３項及び第４項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

２～３（略）

４　契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

５（略）

○旧軍港市転換法（抜粋）（昭和２５年法律第２２０号）

第５条　国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法 （昭和２３年法律第７３号）第２８条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。

第６条第１項　前二条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その相手方、財産の範囲、譲渡価額、延納期限その他の重要事項について、その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局（以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。）の財務局長の諮問に応じてこれを調査審議するため、旧軍港市関係財務局の審議会として、政令で定める財務局に旧軍港市国有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

○国有財産法（抜粋）（昭和２３年法律第７３号）

第２８条　普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

一～四（略）